

「丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例」(素案)について

1. 条例の目的

市内に有するため池を活用した太陽光発電事業の実施に当たり、太陽光発電施設の適正な設置及び管理について必要な事項を定め、地域との共生及び調和を図り、もってため池の多面的機能、地域の良好な自然環境、生活環境、農業、文化及び景観の保全に寄与することを目的とします。

2. 条例素案の概要

- (1)名 称 「丸亀市ため池における太陽光発電事業の実施と地域との調和に関する条例」
(2)各条項の規定内容

条 项	内 容
第1条(目的)	ため池を活用した太陽光発電事業について、施設の適正な設置及び管理について定め、地域との共生及び調和を図り、ため池の多面的機能や地域の自然環境などの保全に寄与することを目的とする。
第2条(定義)	条例で使用する用語の意味を定義する。
第3条(市の責務)	市は条例の円滑な運用のため必要な措置を講じる。
第4条(ため池管理者の責務)	ため池管理者は、ため池の機能維持のため関係法令に基づき必要な措置を講じ、市の措置に協力する。
第5条(事業者の責務)	<ul style="list-style-type: none">事業者は、関係法令等を遵守し、ため池管理者と協議のうえ、ため池の安全性及び多面的機能への最大限の配慮をしなければならない。事業者は、地域住民等と良好な関係を築かなければならない。
第6条(適用範囲)	本条例は、太陽光発電施設の総出力が10キロワット以上の事業に適用する。
第7条(事前協議)	事業者は、関係法令に基づく手続のほか、市長と事前協議を行わなければならない。この際、市長は、ため池管理者に意見を求めることができる。
第8条(地域住民への説明)	<ul style="list-style-type: none">事業者は、事前協議を終えた後、説明会を開催し、地域住民等の同意を得なければならない。事業者は、説明会開催後、意見を募集し、これに回答しなければならない。事業者は、説明会の結果等を市に報告しなければならない。
第9条(維持管理等)	事業者は、災害対策を含め、施設と事業区域内を常時、安全かつ良好な状態に維持管理しなければならない。
第10条(保険又は共済への加入)	事業者は、太陽光発電施設に起因して生じた他者への損害や災害に備え、必要な保険等に加入しなければならない。
第11条(廃止等に伴う措置)	<ul style="list-style-type: none">事業者は、事業の中止又は廃止をした際、施設の速やかな撤去及び処分をしなければならない。事業者は、撤去及び処分に必要な費用を計画的な積立て等の方法で確保しなければならない。
第12条～第15条(報告・指導・勧告・公表)	市長は、事業者に対し、必要な限度において報告等の要求、指導又は助言、勧告、公表を行うことができる。
第16条(委任)	その他必要な事項は、市長が定める。

3. 施行日

令和8年4月1日